

鋼船規則検査要領

〇 編

作業船

要
領

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 達 第 55 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2023 年 12 月 22 日 達 第 55 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

O4 曳航作業に従事する船舶

O4.2 復原性

O4.2.1 一般

(4)を次のように改める。

曳航作業に従事する船舶については、規則 U 編 2.2.1 の要件に加え、次の(1)から(4)の要件を満たすか、又は附属書 O4.2.1「曳航作業に従事する船舶に対する非損傷時復原性要件に関する検査要領」に規定する要件を満たすこと。

((1)から(3)は省略)

- (4) ~~船舶~~曳航用ウインチには、原則として、曳航索を瞬時に離脱できる装置を備えること。ただし、沿海区域又はこれと同等の海域のみを航行する船舶の曳航用ウインチ(規則 O 編 4.4.2-3.が適用されるものを除く。)の場合にあっては、この限りでない。この場合、緊急時に対する安全操作に関する記述を復原性資料に追記すること。

附 則

1. この達は、2024 年 1 月 1 日から施行する。